

# 令和4年度第7回

## 東北町農業委員会総会議事録

期日 令和4年10月11日

場所 東北町北総合運動公園

2階 会議室

令和4年度第7回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室
2. 開会日時 令和4年10月11日(火) 午後1時30分
3. 閉会日時 令和4年10月11日(月) 午後2時27分

4. 出席農業委員(12名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
6番	小野寺正八	7番	甲地武彦
8番	蛭名修二	9番	甲地俊隆
10番	蛭沢清子	11番	沼尾京子
12番	蛭名勲	13番	米内山隆博
14番	沼尾幸一	15番	久保田正一

5. 欠席農業委員(2名)

4番	岡山敬一	5番	木村豊三郎
----	------	----	-------

6. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

旭	笹倉隆悦	表町	山田昭二
---	------	----	------

7. 欠席農地利用最適化推進委員(3名)

栄沼	鶴ヶ崎勝也	徳万才	佐々木祐輔
千曳	藤井久		

## 8. 会議に付した案件

- 報告第20号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第24号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第25号 東北町農用地利用集積計画の決定について

## 9. 議事録署名委員

9番 甲地俊隆 10番 蛭沢清子

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河島徳悦 事務局主査 荒木浩美

## 11. 書記

事務局副参事 竹内恒幸

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局員 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。  
「こんにちは」、着席願います。  
ただいまから、9月30日に招集通知しました、第7回東北町農業委員会総会を開催いたします。  
本総会の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。  
なお、農地利用最適化推進委員2名の出席があります。本日、4番 岡山 敬一 委員、5番 木村 豊三郎 委員より、会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告いたします。  
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局員 ありがとうございます。  
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により、会長は会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、報告2件、議案3件であります。充分なるご審議をお願いします。  
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。  
お諮りします。議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議長において指名することに決定しました。

議 長 議事録署名者には、9番 甲地 俊隆 委員、10番 蛭沢 清子委員を指名いたします。  
なお、書記には、竹内副参事を任命いたします。

議 長 日程第2 会期の決定について、議題とします。  
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議 長 日程第3 報告第20号 農地の転用事実に関する照会について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。  
報告第20号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方  
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、  
現地調査等の結果に基づき回答したので、報告するものです。  
なお、現地確認は、10月3日、農業委員2名沼尾 京子 委員  
米内山 隆博 委員と事務局職員2名により遅滞なく現地調査  
を行い現況が農地であるか否かを確認しています。  
2ページ、3ページの記載内容となります。  
受付番号22番から29番、8件について説明いたします。  
(受付番号22番から29番、8件朗読説明省略) 以上、8件です。

議 長 ただいま、事務局より報告第20号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議 長 質疑なしと認め、報告第20号は原案のとおり報告済といたします。

議 長 日程第4 報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による  
届出書の受理について、議題とします。

議長 事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 4ページをお開きください。  
報告第21号、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。  
5ページから8ページの記載内容となります。  
(受付番号31番から37番、7件朗読説明省略)以上、7件です。

議長 ただいま、事務局より報告第21号の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第21号は、原案のとおり報告済といたします。

議長 日程第5 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 9ページをお開きください。  
議案第23号 地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第1条の規定により、(1)所有権移転2件、(3)使用貸借権1件の許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。  
10ページ、所有権移転2件について説明いたします。  
(受付番号39番、40番、2件を朗読説明省略)以上、所有権移転2件です。  
次に、11ページの使用貸借権の設定1件について説明いたします。  
(受付番号1番、1件を朗読説明省略)以上、1件です。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありましたが、ご異議ありませんか。

12番 名 10ページ、所有権移転の受付番号39番及び使用貸借の1番の  
勲委員 譲受人(及び借受人)が同一人物ですが、50アール以上の耕作

1 2 番 蛸 名  
勲 委 員 面積になったことで、新規就農者事業計画が提出されていますか。

事務局 長 はい、ご質問のあった件ですが、譲受人（及び借受人）は、新規就農者ではなく以前から小規模の農業経営を行っていましたが、1,697平米の農地が相対での貸借であったため、今回農地法第3条による許可申請が提出された案件となります。

1 2 番 蛸 名  
勲 委 員 はい、分かりました。

議 長 そのほかございませんか。

（異議なし）の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第23号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 日程第6 議案第24号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 長 12ページをお開きください。  
議案第24号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、13ページの（1）所有権移転4件について現地調査が行われております。  
申請箇所の位置等は、14ページから24ページのとおりです。  
（受付番号7番から10番、所有権移転4件、朗読説明省略）  
詳細については、竹内副参事より補足説明を行わせてます。

議 長 事務局の竹内副参事より補足説明をお願いします。

事務局 員 （補足説明省略）

議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。これには現地調査が行われています。13番 米内山 隆博 委員より現

議長 地調査の報告をお願いします。

13番米内  
山隆博委員

議案第24号の現地調査の報告をいたします。受付番号7、8番の案件が同一農地での申請となり7番は14ページから15ページ、8番は、16ページから18ページの資料により、農地法第5条転用の所有権移転について、ご報告いたします。

10月3日に沼尾京子委員及び事務局と現地へ出向き、代理人立ち合いのもと、現地確認調査を実施しました。

申請地は、東北町役場本庁舎から南南東へ約1,050メートルの距離にあり、近くには県道上野十和田線が通っており、交通の便が良く町立上北小学校、わかさぎ保育園、町営栄団地に近い場所で周囲に住宅等の建物も多くある区域内に位置しています。

その農地の規模は、10ヘクタールに及ばず、農業生産性が低い地区であると判断されます。

転用の目的は、受付番号7番が貸資材置場で、廃水及び廃油等の排出については、車両等駐車しないことを確認し、特段の注意をするよう指導しました。

受付番号8番は住宅の建築となっています。現況においては、境界が明確であり周辺に被害を及ぼす影響はないとみられるため許可相当と判断して参りました。

続いて、19ページから21ページの農地法第5条転用の所有権移転について、代理人立ち合いのもと、現地確認調査を実施しました。

申請地は、東北町役場本庁舎から西南西へ約450メートルの距離にあり、県道七戸上北町停車場線を上野方面へ向かいダイソーホームマート上北店から140メートル先を右折し、190メートル先の右側に位置しており、都市計画用途地域の準工業地域に指定された区域内に位置しています。

転用の目的は、普通住宅の建築であり、現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。

次に、22ページから24ページの、農地法第5条転用の所有権移転については、代理人立ち合いのもと、現地確認調査を実施しました。

申請地は、東北町役場本庁舎から南南西へ約820メートルの距離にあり、近くには県道上野一十和田線が通っており、交通の便が良く町立上北小学校、わかさぎ保育園、町南総合運動公園に近い場所で周囲に住宅等の建物も多くある区域内に位置しています。



13番米内山隆博委員 その農地の規模は、10ヘクタールに及ばず、農業生産性が低い地区であると判断されます。

転用の目的は、居住建築及び位置指定道路となっています。現況においては、境界が明確であり周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため許可相当と判断して参りました。以上、報告いたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま、米内山隆博委員より、現地調査の報告が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

7番甲地武彦委員 議案第24号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の所有権移転の、13ページ受付番号7番の貸資材置場への転用について面積が4,091平米となっていますが、面積要件での規定で問題等がありませんか。

事務局長 はい、農地転用許可の面積要件ですが、4ヘクタールを超える場合は、農林水産大臣との協議が必要となり、協議後に県知事から許可通知されることとなります。また、3,000平米を超える場合は、県農業会議へ意見聴取をして、異議等が無い場合に県から転用通知されます。

また、非線引きの都市計画区域内で3,000平米以上の開発行為つまり建築物の建築をしようとする場合は、法第29条第1項の規定による県知事許可が必要となります。

7番甲地武彦委員 はい、分かりました。

9番甲地俊隆委員 13ページの受付番号7番の貸資材置場への転用について、隣地の境界から3メートル以上の距離を置いての計画となっていますが、隣接している受付番号8番の住宅用地の転用の場合に土盛り、客土、土留め等の計画がある場合に日照問題の支障等で高さ制限の規程等がありますか。

事務局長 はい、地目が田の場合は、土地改良区の意見書が提出されていますが、質問にあった建築物等の転用で土盛り、客土、土留め等の計画があった場合に日照問題の支障等で高さ制限の規程等については、後日、県から確認のうえ、報告いたします。

9 番甲地俊  
隆委員 よろしく申し上げます。

議 長 そのほか、ございませんか。

(異議なしのとき)

議 長 異議なしと認め、議案第 2 4 号は、原案のとおり承認することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 7 議案第 2 5 号 東北町農地利用集積計画の決定について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 2 5 ページをお開きください。  
議案第 2 5 号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。  
2 6 ページは、農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。  
2 7 ページをお開きください。  
賃貸借権の設定、受付番号 1 1 番、1 件について説明いたします。  
(受付番号 1 1 番、1 件朗読説明省略) 以上、1 件です。  
次に、2 8 ページ、2 9 ページをお開きください。  
(2) 使用貸借権の設定、受付番号 4 4 番から 4 7 番の、4 件について説明いたします。  
(事務局 受付番号 4 4 番から 4 7 番、4 件朗読説明省略) 以上 4 件です。

議 長 ただいま、事務局より説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議 長 異議なしと認め、議案第 2 5 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。  
第7回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

——— 閉会 午後2時27分 ———